

九州地方整備局事業評価監視委員会

平成17年度 委員会運営について（案）

事業再評価は平成10年度から導入され、平成15年度の委員会より、「再評価後5年経過した事業（再々評価事業）」が審議対象となると同時に、事後評価が本格審議となった。

このような状況を踏まえ、効果的かつ効率的な委員会運営のため、委員会での重点審議事業を選定する「選定委員」を置き、以下のとおり対象事業ごとの性格に応じた審議を行う。

1. 委員会審議に先立ち、選定委員は、対象事業の中から次の視点で、「重点審議事業」を選定する
 - 再評価
 - ・ 再評価後5年経過事業で再評価後大きな情勢の変更があった事業
 - ・ その他選定委員が重点審議する必要があると判断した事業
 - 事後評価
 - ・ 改善措置の検討が必要と考えられる事業
 - ・ 今後の同種事業の調査・計画のあり方及び事業評価手法の見直しに反映に資する事業
 - ・ その他選定委員が重点審議する必要があると判断した事業
2. 委員会において九州地方整備局は、対象全事業について十分な説明資料を提出の上、重点審議事業の説明を中心に行い、それ以外の事業については、要点の説明を行う
3. 選定委員は、委員会での説明の要点等について、あらかじめ九州整備局に指示することができる